

2021年4月20日

各位

会社名 株式会社 i 3
代表者名 代表取締役 銭 銀

株式会社イグニス（証券コード：3689）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 i 3（以下「公開買付者」といいます。）は、2021年3月5日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるマザーズ市場（以下「東京証券取引所マザーズ市場」といいます。）に上場している株式会社イグニス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の名称については、下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2021年3月8日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが2021年4月19日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 i 3
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階

(2) 対象者の名称

株式会社イグニス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2014年3月10日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年3月12日から2024年2月11日まで）
- ロ 2016年10月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年10月28日から2021年10月27日まで）
- ハ 2017年2月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年3月3日から2022年3月2日まで）
- ニ 2018年3月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年3月23日から2021年3月22日まで）
- ホ 2018年3月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第16回新株予約権」といい、第4回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権、第15回新株予約権及び第16回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年3月23日から2021年3月22日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,497,849 株	一株	一株

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数（8,497,849 株）を記載しております。当該最大数は、(i)対象者が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2020年12月31日現在の対象者の発行済株式数（15,676,400 株）に、(ii)対象者が2020年12月21日付で提出した「第11期有価証券報告書」に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権（18,021 個（目的となる株式数：1,598,700 株））から、2020年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権（7,821 個（目的となる株式数：813,100 株）（対象者によれば、第6回新株予約権189 個（目的となる株式数：37,800 株）、第7回新株予約権121 個（目的となる株式数：24,200 株）及び第17回新株予約権7,511 個（目的となる株式数：751,100 株））を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権（10,200 個（対象者によれば、第4回新株予約権2,800 個（目的となる株式数：5,600 株）、第12回新株予約権250 個（目的となる株式数：50,000 株）、第13回新株予約権150 個（目的となる株式数：30,000 株）、第15回新株予約権3,500 個（目的となる株式数：350,000 株）、及び第16回新株予約権3,500 個（目的となる株式数：350,000 株））の目的となる株式数（785,600 株）を加算した数（16,462,000 株）から、(iii)対象者が2021年2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（43,351 株）を控除した株式数（16,418,649 株）（以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。）から、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭舘氏（以下「銭氏」といいます。）、対象者の代表取締役C T Oかつ主要株主である筆頭株主の鈴木貴明氏（以下「鈴木氏」といいます。）、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社Q K、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社S Y、銭氏の配偶者である山田理恵氏、銭氏の友人である柏谷泰行氏、上野山勝也氏、佐藤裕介氏、秋元伸介氏及び田邊卓也氏が所有する対象者株式（7,894,800 株）並びに鈴木氏及び秋元伸介氏が所有する本新株予約権130 個の目的となる株式数（26,000 株）を控除した株式数（8,497,849 株）です。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2021年3月8日（月曜日）から2021年4月19日（月曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式	1 株につき金 3,000 円
第4回新株予約権	1 個につき金 4,450 円
第12回新株予約権	1 個につき金 353,400 円
第13回新株予約権	1 個につき金 135,000 円
第15回新株予約権	1 個につき金 1 円
第16回新株予約権	1 個につき金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2021 年 4 月 20 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	6,922,007 株	6,922,007 株
新株予約権証券	55,400 株	55,400 株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	6,977,407 株	6,977,407 株
(潜在株券等の数の合計)	(55,400 株)	(55,400 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	79,208 個	(買付け等前における株券等所有割合 48.24%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	69,774 個	(買付け等後における株券等所有割合 42.50%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	79,148 個	(買付け等後における株券等所有割合 48.21%)
対象者の総株主等の議決権の数	155,954 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された 2020 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数（16,418,649 株）に係る議決権の

数である 164,186 個を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2021年4月26日(月曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。
買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、本公開買付けに係る公開買付届出書(2021年3月22日付及び2021年3月30日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は対象者の株主を銭氏、鈴木氏及び公開買付者のみとする、対象者の株式を非公開化するための手続の実施を企図しているため、本公開買付けに係る決済の完了後速やかに、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

対象者株式は、現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されておりますが、本株式併合が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所マザーズ市場において、取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 i 3
(東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以 上